

令和 8 年 10 月 25 日執行

中 井 町 長 選 挙

公費負担のしおり

中 井 町 選 挙 管 理 委 員 会

【このしおりを利用される方へ】

この「しおり」は、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担について、その対象、限度額、請求手続き等をまとめたものです。

候補者及び候補者と契約をした契約業者等は、このしおりを十分ご覧になり、間違えのないよう手続きをしてください。

なお、このしおりの記載内容等について不明な点がございましたら選挙管理委員会へお問い合わせください。

令和 8 年 9 月

（問合せ先）

中 井 町 選 挙 管 理 委 員 会

住 所 足柄上郡中井町比奈窪 56 番地

電 話 0465（81）1111（代表）

《 目 次 》

I	公費負担の対象	1
II	各項目の限度額等	3
III	手続きの流れと時期	5
IV	事前相談	8
V	契約書の見本	9

I 公費負担の対象

1 公費負担の制度

中井町長選挙の候補者（供託物を没収されない候補者に限ります。）は、次の2に掲げる経費について、一定の条件の範囲内で、公費負担の制度が適用されます。

2 対象となる経費の種類

- (1) 選挙運動用自動車の使用
 - ① 一般運送契約（ハイヤー方式）
 - ② その他の契約（個別契約）
 - ア 自動車の借入れ（車両本体の借上料で、スピーカーや車載看板等の付帯料金を除く。）
 - イ 燃料供給
 - ウ 運転手の雇用
- (2) 選挙運動用ビラの作成
- (3) 選挙運動用ポスターの作成

3 支払方法

これらの経費は、選挙後に、業者等からの請求に基づき、町から直接業者等へ支払われます。

4 公費負担を受けられる候補者

供託物を没収されない候補者（中井町長選挙においては、得票数が有効投票総数の10分の1に達する場合）でないと公費負担を受けることができません。

したがって、選挙期日後でないと、公費負担が受けられるかどうか確定しませんので、ご注意ください。

5 公費負担の限度

公費により負担される金額については、それぞれ限度額が定められています。

したがって、限度額を上回る額で契約した場合は、その上回る部分については、候補者が直接業者等に支払うことになりますので、契約の際には、候補者と業者等との間で、支払い方法等について十分に確認しておくことが必要です。

また、限度額を下回る額で契約した場合は、契約額が公費負担の限度額となります。

6 契約の締結と相手方

公費負担の対象となるためには、候補者と公費負担の対象となるものの作成等を業とする者との間で、有償契約をしていることが必要です。

なお、2(1) 選挙運動用自動車の使用の②個別契約（自動車の借入れ・燃料供給・運転手の雇用）の場合は、業としていない相手方でも対象となります。

ただし、相手方が、候補者と生計を同じくする親族である場合は、その親族が当該契約に係る業務を業としていないときを除き、対象とはなりません。

7 契約の届出

契約をした際は、直ちに（立候補の届出前に契約した場合は、立候補の届出後、直ちに）、その旨を当選挙管理委員会に届け出なければなりません。

※ 契約内容を変更した場合にも、その旨を当選挙管理委員会に届け出る必要があります。（契約届出書に、変更契約書の写しを添付してください。）

8 作成数等の確認

次に掲げる費用については、公費負担の対象となるためには、事前に当選挙管理委員会に確認申請書を提出し、作成数等が公費負担の対象となる範囲内であることの確認を受けなければなりません。

- (1) 2(1)選挙運動用自動車の使用のうち、②イに掲げる燃料供給
- (2) 2(2)に掲げる選挙運動用ビラの作成
- (3) 2(3)に掲げる選挙運動用ポスターの作成

9 使用(作成)証明書の作成

候補者は、有償契約を締結した業者等ごとに、使用又は作成の実績に基づいて、公費負担の項目ごとに定められた使用(作成)証明書を作成し、業者等に提出してください。

II 各項目の限度額等

各項目の限度額はいずれも消費税を含んだ額です。

1 選挙運動用自動車の使用

選挙公営を受けることのできる選挙運動用自動車は、

- ①一般運送契約（道路運送法に基づき、国土交通大臣の免許を受けて一般乗用旅客自動車運送事業を営業者との契約で、自動車、燃料及び運転手込みで契約する、いわゆるハイヤー方式。）

または、

- ②個別契約（自動車の借入れ契約、燃料供給契約、運転手の雇用契約）
のいずれかの方式によるものになります。なお、どちらの契約方式で申請するかは1日ごとに選択することができます。

○公費による負担額の限度額

※ 公費負担の対象となる日数(選挙運動のできる日数)は、立候補届出の日から選挙期日の前日までの範囲内となります。

(1) 一般運送契約の場合

次のうちいずれか少ない金額

ア 1日当たりの契約金額 × 使用された日数

イ 64,500 円 × 使用された日数

※選挙公営の対象となる自動車は、1日につき1台です。

(2) 個別契約の場合

① 自動車の借入れ契約

次のうちいずれか少ない金額

ア 1日当たりの契約金額 × 使用された日数

イ 16,100 円 × 使用された日数

※選挙公営の対象となる自動車は、1日につき1台です。

② 燃料の供給契約

次のうちいずれか少ない金額

ア 燃料金額

イ 7,700 円 × 立候補届出の日から選挙期日の前日までの日数

※燃料代について公費の支払の請求をすることができるのは、候補者が選挙運動のために使用する1台の自動車に供給した燃料に係るものに限られます。また、計算の日数からは、一般運送契約を利用した日数を除きます。

③ 運転手の雇用契約

次のうちいずれか少ない金額

ア 1日当たりの契約金額 × 運転従事日数

イ 12,500 円 × 運転従事日数

※選挙公営の対象となる運転手は、1日につき1人です。

2 選挙運動用ビラの作成

○公費による負担額の限度額

※ 選挙運動用ビラの作成に係る公費による負担額は、下記(1)及び(2)を乗じて得られた額になります。

※ ビラを2種類で作成する場合には、それぞれの作成単価の限度及び作成枚数(合計枚数のうち法定の作成限度枚数を上回った枚数を除く)に従って計算した額の合計が公費による負担額となります。

(1) 作成単価の限度

次のうちいずれか少ない金額

- ① 1枚当たりの作成単価
- ② 8円38銭

(2) 公営負担対象枚数の限度

次のうちいずれか少ない枚数(2種類で作成する場合は合計枚数)

- ① 作成枚数
- ② 5,000枚

3 選挙運動用ポスターの作成

○公費による負担額の限度額

※ 選挙運動用ポスターの作成に係る公費による負担額は、下記(1)及び(2)を乗じて得られた額になります。

(1) 作成単価の限度

次のうちいずれか少ない金額

- ① 1枚当たりの作成単価
- ② 14,337円

(参考) 単価の限度の算出

$$\frac{(586.88 \text{ 円} \times 23 \text{ (ポスター掲示場数)}) + 316,250 \text{ 円}}{23 \text{ (ポスター掲示場数)}} \div 14,337 \text{ 円}$$

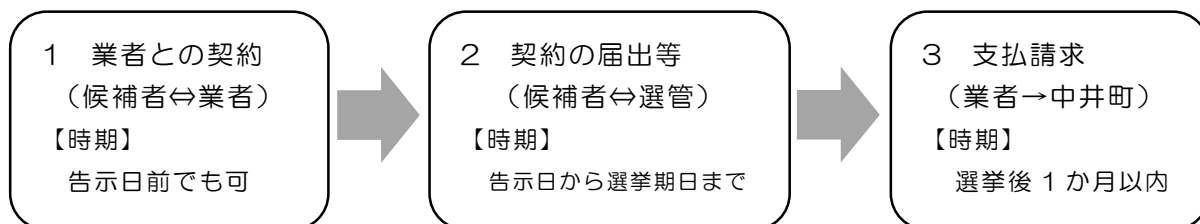
(2) 公営負担対象枚数の限度

次のうちいずれか少ない枚数

- ① 作成枚数
- ② 23枚(ポスター掲示場数)

Ⅲ 手続の流れと時期

選挙公営の手続きは、次の流れで行われます。



1 業者との契約について（告示日前から可能）

選挙公営の申請には、候補者と公費負担の対象となるものの作成等を業とする者との間で、有償契約をしていることが確認できる契約書の提出が必要です。

契約書のひな型については 9 ページ「Ⅴ 契約書の見本」をご参照ください。（独自の様式を用いても構いません。）

2 契約の届出等（告示日から選挙期日まで）

(1) 選挙管理委員会への契約の届出（候補者→選挙管理委員会）

【提出書類】

- ①各契約ごとの「契約届出書」
- ②各契約ごとの「契約書の写し」

(2) 選挙管理委員会への「確認申請書」の提出（候補者→選挙管理委員会）

【提出書類】

○各契約ごとの「確認申請書」

※提出が必要なのは、「燃料の供給に関する契約」、「ビラの作成の契約」及び「ポスターの作成の契約」のみです。（2 ページ「Ⅷ 作成数等の確認」参照）

(3) 候補者への「確認書」の交付（選挙管理委員会→候補者）

(2)の確認申請書が提出された場合、速やかに交付いたします。

(4) 契約者(業者等)への「確認書」の提出（候補者→契約者(業者等)）

候補者は、(3)で選挙管理委員会から交付された「確認書」を契約者(業者等)に提出します。

※提出が必要なのは、「燃料の供給に関する契約」、「ビラの作成の契約」及び「ポスターの作成の契約」のみです。（2 ページ「Ⅷ 作成数等の確認」参照）

(5) 契約者(業者等)への「証明書」の提出（候補者→契約者(業者等)）

候補者は、契約者(業者等)が業務を履行した後に、使用(作成)証明書を作成し、契約者(業者等)に提出します。

※「公職選挙法施行規則」の規定により、候補者には「選挙運動用自動車使用証明書(燃料)」については、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、自動車登録番号又は車両番号のうち 4 けた以下のアラビア文字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された(手書き可)書面）の写しを添付することが義務付けられていますので、ご注意ください。

3 支払請求（選挙終了後 1 か月以内）

候補者と契約を結んだ契約者(業者等)は、選挙終了後に候補者が供託物を没収されない者であることを確認した上で、次に掲げる請求書に添付書類を添えて中井町長宛に支払の請求を行います。(契約者(業者等)→中井町長(選挙管理委員会))

(1) 一般運送契約の契約者

【必要書類】

- ①請求書（第 13 号様式）
- ②請求内訳書（第 13 号様式(別紙)その 1）
- ③選挙運動用自動車使用証明書（第 10 号様式(その 1)）

(2) 自動車の借入れ契約の契約者

【必要書類】

- ①請求書（第 13 号様式）
- ②請求内訳書（第 13 号様式(別紙)その 2(1)）
- ③選挙運動用自動車使用証明書（第 10 号様式(その 1)）

(3) 燃料の供給契約の契約者

【必要書類】

- ①請求書（第 13 号様式）
- ②請求内訳書（第 13 号様式(別紙)その 2(2)）
- ③選挙運動用自動車使用証明書（第 10 号様式(その 2)）
- ④給油伝票の写し（5 ページ「Ⅲ2(5) 契約者(業者等)への「証明書」の提出」参照）
- ⑤選挙運動用自動車燃料代確認書（第 7 号様式）

(4) 運転手の雇用契約の契約者

【必要書類】

- ①請求書（第 13 号様式）
- ②請求内訳書（第 13 号様式(別紙)その 2(3)）
- ③選挙運動用自動車使用証明書（第 10 号様式(その 3)）

(5) 選挙運動用ビラの作成契約の契約者

【必要書類】

- ①請求書（第 14 号様式）
- ②請求内訳書（第 14 号様式(別紙)）
- ③選挙運動用ビラ作成証明書（第 11 号様式）
- ④選挙運動用ビラ作成枚数確認書（第 8 号様式）

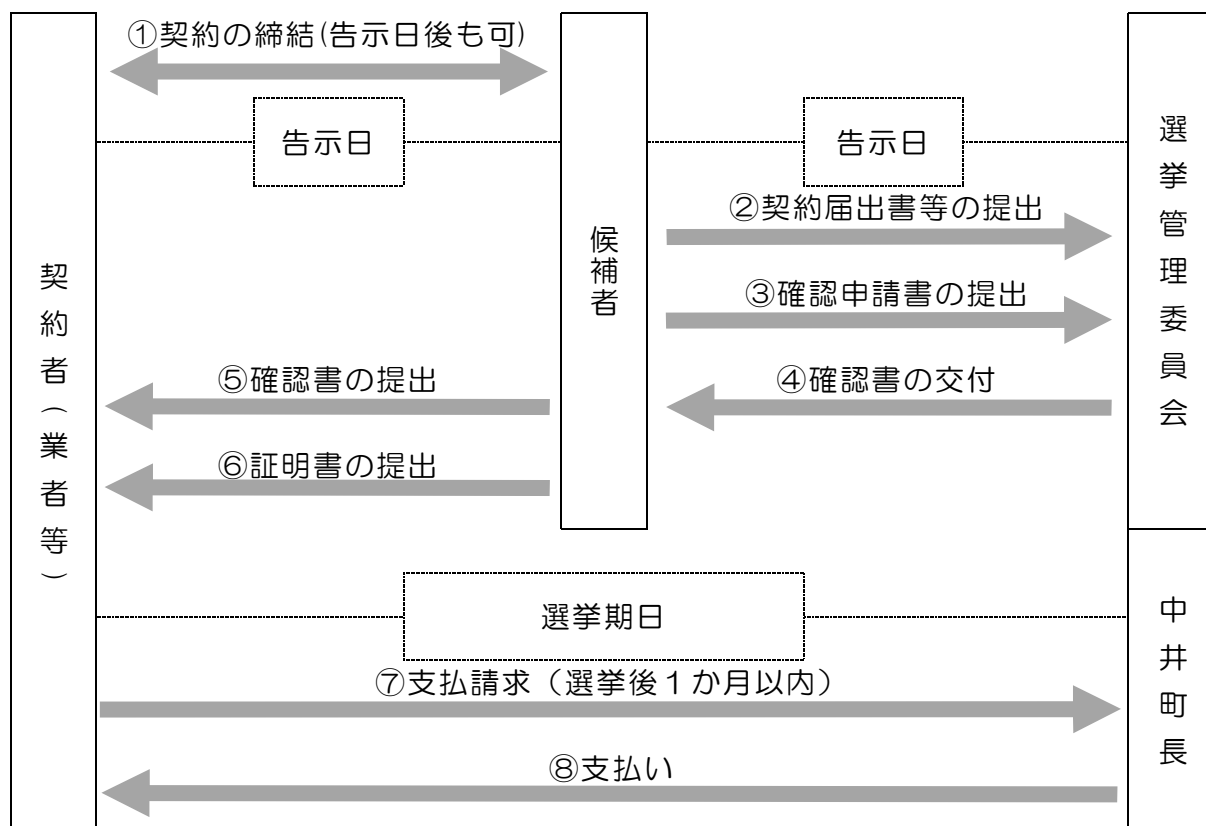
(6) 選挙運動用ポスターの作成契約の契約者

【必要書類】

- ①請求書（第 15 号様式）
- ②請求内訳書（第 15 号様式(別紙)）
- ③選挙運動用ポスター作成証明書（第 12 号様式）
- ④選挙運動用ポスター作成枚数確認書（第 9 号様式）

4 候補者・契約者(業者等)・選挙管理委員会における手続きの流れ

手続きの流れを図示すると、次のとおりとなります。



※上図中③④⑤の提出が必要なのは、「燃料の供給に関する契約」、「ビラの作成の契約」及び「ポスターの作成の契約」のみです。

※「燃料の供給に関する契約」の場合は、上図中⑥に加えて、「給油伝票の写し」の提出が必要です。

5 書類の提出

公費負担の申請にあたっては、名義人(候補者)本人の本人確認書類(代理人が提出する場合にあっては、名義人(候補者)本人と代理人との委任関係を確認するための委任状及び当該代理人の本人確認書類)の提示が必要となります。なお、提出書類に名義人(候補者)本人の署名又は押印がある場合は委任状の提出は不要です。

また、提出の際は、その場で訂正を依頼する場合がありますので、名義人(候補者)本人の印鑑を必ず持参してください。

※請求書については郵送でご提出いただいても構いません。(請求書に契約者(法人の場合は代表者印)の押印が必要です。)

【書類の提出先】

住 所 〒259-0197
神奈川県足柄上郡中井町比奈窪 56
中井町選挙管理委員会
場 所 中井町役場 2階 総務課事務室内
電 話 0465-81-1111
受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

IV 事前相談

次により、書類の事前相談を受け付けていますので、告示日以降の届出事務を円滑に行うため、公費負担の申請を予定される場合はあらかじめご相談ください。

1 事前相談日

- (1) 日 時 10月9日(金)
- (2) 時 間 午後1時30分から午後4時まで
- (3) 場 所 中井町役場 3階 大会議室

2 持参書類

※お持ちいただくのは、事前相談日時点で用意のできているもののみで結構です。

- (1) 選挙運動用自動車の使用（一般運送契約(ハイヤー方式)）の場合
 - ①選挙運動用自動車の使用の契約届出書（第1号様式）
 - ②選挙運動用自動車の一般運送契約書(写)
 - ③選挙運動用自動車使用証明書（第10号様式(その1)）
- (2) 選挙運動用自動車の使用（その他の契約(個別契約)）の場合
 - ①選挙運動用自動車の使用の契約届出書（第1号様式）
 - ②選挙運動用自動車賃貸借契約書(写)
 - ③選挙運動用自動車燃料供給契約書(写)
 - ④選挙運動用自動車運転手の雇用契約書(写)
 - ⑤選挙運動用自動車燃料代確認申請書（第4号様式）
 - ⑥選挙運動用自動車使用証明書（第10号様式(その1)）
 - ⑦選挙運動用自動車使用証明書（第10号様式(その2)）
 - ⑧選挙運動用自動車使用証明書（第10号様式(その3)）
- (3) 選挙運動用ビラの作成契約の場合
 - ①選挙運動用ビラ作成契約届出書（第2号様式）
 - ②選挙運動用ビラ作成契約書(写)
 - ③選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書（第5号様式）
 - ④選挙運動用ビラ作成証明書（第11号様式）
- (4) 選挙運動用ポスターの作成契約の場合
 - ①選挙運動用ポスター作成契約届出書（第3号様式）
 - ②選挙運動用ポスター作成契約書(写)
 - ③選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書（第6号様式）
 - ④選挙運動用ポスター作成証明書（第12号様式）

3 その他

ご相談を受けた際、訂正をお願いすることもありますので、その場で訂正に 응じられるように立候補予定者又はその代理人が直接持参してください。その際、立候補届出書類に使用するものと同じ立候補予定者の印鑑を忘れないようにお願いします。

Ⅴ 契約書の見本

- 参考までに、それぞれの項目の契約書様式の見本を添付いたします。そのままコピーして使用していただいても結構ですし、別途作成したものを使っても結構です。
- 別途作成する場合、契約の当事者名、契約金額、作成数等、候補者の申し込みの意思、業者等の承諾意思などが書面上明らかにされている必要があります。
- 候補者名は、通称でも結構です。

【掲載見本】

- ①選挙運動用自動車の一般運送契約書 10 ページ
- ②選挙運動用自動車賃貸借契約書 11 ページ
- ③選挙運動用自動車燃料供給契約書 12 ページ
- ④選挙運動用自動車運転手の雇用契約書 13 ページ
- ⑤選挙運動用ビラ作成契約書 14 ページ
- ⑥選挙運動用ポスター作成契約書 15 ページ

選挙運動用自動車の一般運送契約書

令和 8 年 1 0 月 2 5 日執行の中井町長選挙候補者_____（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

1. 内 容 公職選挙法第 1 4 1 条に基づく選挙運動用自動車の一般運送契約

2. 台 数 1 台

3. 自動車の車種及び登録番号又は車両番号

車 種	登録番号又は車両番号

4. 契約期間

令和 8 年_____月_____日から令和 8 年_____月_____日まで（_____日間）

5. 契約金額 _____円（税込）

（1 日あたり単価 _____円（税込）× _____日間）

6. 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、中井町議会議員及び中井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条に基づき中井町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、中井町長に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 9 3 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、中井町長には請求ができない。

契約を証するため、本書 2 通を作成のうえ、甲、乙、各々が各 1 通を保管する。

令和 8 年_____月_____日

甲 令和 8 年 1 0 月 2 5 日執行中井町長選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者

選挙運動用自動車賃貸借契約書

令和 8 年 1 0 月 2 5 日執行の中井町長選挙候補者_____（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

1. 内 容 公職選挙法第 1 4 1 条に基づく選挙運動用自動車の賃貸借

2. 台 数 1 台

3. 自動車の車種及び登録番号又は車両番号

車 種	登録番号又は車両番号

4. 契約期間

令和 8 年_____月_____日から令和 8 年_____月_____日まで（_____日間）

5. 契約金額 _____円（税込）

（1 日あたり単価 _____円（税込）× _____日間）

6. 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、中井町議会議員及び中井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条に基づき中井町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、中井町長に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 9 3 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、中井町長には請求ができない。

契約を証するため、本書 2 通を作成のうえ、甲、乙、各々が各 1 通を保管する。

令和 8 年_____月_____日

甲 令和 8 年 1 0 月 2 5 日執行中井町長選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者

選挙運動用自動車燃料供給契約書

令和8年10月25日執行の中井町長選挙候補者_____（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料の供給について次のとおり契約を締結する。

1. 内 容 公職選挙法第141条に基づく選挙運動用自動車の燃料の供給

2. 契約期間

令和8年_____月_____日から令和8年_____月_____日まで（_____日間）

3. 供給場所

所在地	
名 称	

4. 燃料の供給を受ける自動車の車種及び登録番号又は車両番号

車 種	登録番号又は車両番号

5. 契約金額（契約期間中の総使用金額（見込））_____円（税込）
（1ℓあたり見込単価 _____円（税込）× 見込数量_____ℓ）
ただし、請求及び支払の金額は燃料の供給実績によるものとする。

6. 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、中井町議会議員及び中井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条に基づき中井町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、中井町長に請求する金額が、燃料の供給実績に基づく燃料代の総額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、中井町長には請求ができない。

契約を証するため、本書2通を作成のうえ、甲、乙、各々が各1通を保管する。

令和8年_____月_____日

甲	令和8年10月25日執行中井町長選挙候補者
	住 所
	氏 名
乙	住 所
	名 称
	代表者

選挙運動用自動車運転手の雇用契約書

令和 8 年 1 0 月 2 5 日 執行の中井町長選挙候補者 _____ (以下「甲」という。) と _____ (以下「乙」という。) は、選挙運動用自動車の運転業務について次のとおり契約を締結する。

1. 内 容 公職選挙法第 1 4 1 条に基づく選挙運動用自動車の運転業務

2. 契約期間

令和 8 年 _____ 月 _____ 日から令和 8 年 _____ 月 _____ 日まで (_____ 日間)

3. 契約金額 _____ 円

(1 日あたり _____ 円 × _____ 日間)

4. 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、中井町議会議員及び中井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条に基づき中井町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、中井町長に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 9 3 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、乙は、中井町長には請求ができない。

契約を証するため、本書 2 通を作成のうえ、甲、乙、各々が各 1 通を保管する。

令和 8 年 _____ 月 _____ 日

甲 令和 8 年 1 0 月 2 5 日 執行中井町長選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

氏 名

選挙運動用ビラ作成契約書

令和 8 年 1 0 月 2 5 日 執行の中井町長選挙候補者 _____ (以下「甲」という。) と _____ (以下「乙」という。) は、選挙運動用ビラの作成について次のとおり契約を締結する。

1. 内 容 公職選挙法第 1 4 2 条に定める選挙運動用ビラの作成
2. 数 量 _____ 枚
3. 契約金額 _____ 円 (税込)
(1 枚あたり単価 _____ 円 _____ 銭 (税込) × _____ 枚)
4. 納入期限 令和 8 年 _____ 月 _____ 日
5. 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、中井町議会議員及び中井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条に基づき中井町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、中井町長に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 9 3 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、乙は、中井町長には請求ができない。

契約を証するため、本書 2 通を作成のうえ、甲、乙、各々が各 1 通を保管する。

令和 8 年 _____ 月 _____ 日

甲 令和 8 年 1 0 月 2 5 日 執行中井町長選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者

選挙運動用ポスター作成契約書

令和 8 年 1 0 月 2 5 日執行の中井町長選挙候補者_____（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

1. 内 容 公職選挙法第 1 4 3 条に定める選挙運動用ポスターの作成
2. 数 量 _____枚
3. 契約金額 _____円（税込）
 （1 枚あたり単価 _____円 _____銭（税込）× _____枚）
4. 納入期限 令和 8 年 _____月 _____日
5. 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、中井町議会議員及び中井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 1 1 条に基づき中井町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、中井町長に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 9 3 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、中井町長には請求ができない。

契約を証するため、本書 2 通を作成のうえ、甲、乙、各々が各 1 通を保管する。

令和 8 年 _____月 _____日

甲 令和 8 年 1 0 月 2 5 日執行中井町長選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者